

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	産業団地造成事業	岡田地区	南相馬市

図面記号									
M-26									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏 名				住 所			
	譲 受 人	南相馬市長 門馬 和夫 ㊞				福島県南相馬市原町区本町 二丁目27番地			
	譲 渡 人	福島県相双農林事務所 所長 本多 巖 ㊞				福島県南相馬市原町区錦町 一丁目30番地			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
	南相馬市小 高区岡田字 上川原田	87	田	田	871	—	—	農振 地域 内農 用地 区域 外	非線引 き都市 計画区 域の用 途地域 外
	南相馬市小 高区岡田字 上川原田	110	田	田	991	—	—	農振 地域 内農 用地 区域 外	非線引 き都市 計画区 域の用 途地域 外
	計		2 筆	1,862㎡ (田 1,862㎡ 畑 0 ㎡)					

3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権 利 の 存続期間	その他
	使用貸借権	設定	復興整備計画 公表後～ R12. 3. 31	5 年	
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	・敷地周辺は道路及び河川で囲まれておりほとんど農地には隣接していないが、一部北西部に隣接する農地については、営農に必要となる水利機能等は維持するため、農業上の利用に支障を及ぼす恐れはない。また、隣接する農地へ日照及び通風上の影響が及ばないよう、開発区域の周辺に沿って幅員15メートル以上の緩衝帯を配置する。 ・産業団地内の雨水及び工業排水は調整池に流入させる。なお、調整池から排水路を経由して、泉沢川流末部の排水機上遊水池へ放流するが、調整池から排水路への流下に当たっては、流出量の抑制により営農に支障が生じないようにする。また、用水路については、営農に支障が生じないように敷地内に新たな用水路を整備する。 ・このことについて、請戸川土地改良区、南相馬市農業委員会及び福島県相双農林事務所と調整済み。				

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第 46 条第 2 項第 4 号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が 2 人以上である場合には、1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び別紙 2 のとおりとすること。